

第 6 編 施工管理基準編

水道工事施工管理基準

三原市水道部

三原市水道部建設改良工事施工管理基準

この施工管理基準は、水道部が行う建設改良工事（以下、「工事」という。）の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的

この基準は、三原市水道部が発注する工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、三原市水道部が発注する工事について適用し、この基準にない項目については広島県土木工事共通仕様書〔平成24年6月〕に準拠するものとする。ただし、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は監督職員と協議して他の方法によることができるものとする。

なお、広島県土木工事共通仕様書が改訂された場合、最新の広島県土木工事共通仕様書によるものとする。

3. 構成

施 工 管 理	工程管理
	出来形管理
	品質管理
	写真管理（工事写真）

4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を、工事の施工と並行して管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果を、その都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもと保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、完成時には提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式〔ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など〕で作成した実施工程表により管理するものとする。

但し、応急工事又は維持工事等の当初工事計画の作成が困難な工事については実施工程表の作成を省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を表－1 出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値(出来形値)を対比し記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

但し、測定数が5点未満の場合は出来形成果表のみとし、出来形管理図の作成は不要とすることができる。

(3) 品質管理

受注者は、品質を表－2 品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は品質管理図表を作成するものとする。

但し、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、品質管理図の作成は不要とすることができる。

また、品質管理基準に定める試験区分が「必須」となっている試験項目は全面的に実施するものとし、「試験成績表等で確認」に該当するものについては、試験成績書やミルシートによって規定の品質(規格値)を満足しているか確認し、必要に応じて検査を実施するものとする。

(4) 写真管理

受注者は、写真を以下に定める撮影基準により撮影し、工事写真の整理方法に則り工事写真帳を作成するものとする。

a) 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。

工事写真	着手前及び完成写真(既済部分写真等を含む)
	施工状況写真
	安全管理写真
	使用材料写真
	出来形管理写真
	品質管理写真
	災害写真
	事故写真
	その他(公害, 環境, 補償等)

b) 工事写真の撮影基準

工事写真の撮影は以下の要領で行う。

(1) 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は表－3 工事写真撮影箇所一覧に示すものとする。

(2) 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黑板を文字が

判読できるよう被写体とともに写し込むものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

また、監督職員が指示するものについては、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

c) 写真の省略

工事写真は次の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後容易に測定が可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

d) 写真の色彩及び大きさ

写真の色彩はカラーとし、大きさはサービスサイズ程度とする。ただし、必要に応じてパノラマ写真（つなぎ写真）とすることができる。

e) 工事写真帳の大きさ及び提出部数

工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とし、提出部数は工事写真撮影箇所一覧表に則った工事写真帳とダイジェスト版をそれぞれ1部ずつ提出する。

また、監督職員が指示するものについては、原本（工事写真帳として貼付整理し提出する必要がない写真を含めたデータ）として、電子媒体も提出するものとする。

f) 工事写真の整理方法

工事写真帳の整理については、工種毎に工事写真撮影箇所一覧の提出頻度を示すものを標準とする。

なお、提出頻度とは受注者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。

g) 留意事項等

表-3 工事写真撮影箇所一覧の適用について、次の事項を留意するものとする。

- (1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により

追加，削減するものとする。

- (2) 施工状況等の写真については，ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については，出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう，特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には，写真と同時に見取り図等を工事写真帳に添付する。
- (5) 工事写真撮影箇所一覧表に記載のない区分については監督職員と協議のうえ定めるものとする。

h) 用語の定義

- ① “工事毎”とは，施工する工事全体をいう。
- ② “路線毎”とは，連続した一定区間をいう。
- ③ “スパン毎”とは，1日に行う作業区間をいう。
- ④ “代表部分”とは，当該工種の代表箇所を示すもので，その仕様が確認できる箇所をいう。
- ⑤ “適宜”とは，設計仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- ⑥ “不要”とは，原本は提出するが，工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。

附 則

この施工管理基準は，平成25年 6月 1日から施行する。

附 則

この施工管理基準は，平成26年 5月 7日から施行する。

出来形管理基準及び規格値
(水道管工事用)

表-1-(1) 出来形管理基準及び規格値（水道管工事用）

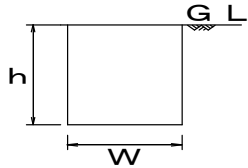
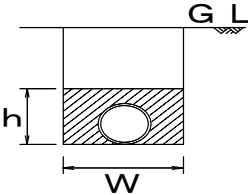
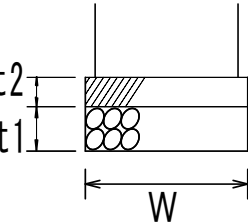
工種・種別	工種細目	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
管路土工	掘削工	幅 w	-50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につ き 1 箇所。 40m（又は 50m）以下の 場合は 1 路線につき 2 箇 所。			
		深さ h	-0 +50				
	埋戻工 (管周り)	幅 w	-50				
		深さ h	-30				
	基礎工 (碎石) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上				
		厚さ t1, t2	-30				
		延長 L	設計値以上				
	付属物工	区画線工 表示文字	厚さ t		設計値以上		
			幅 w				

表-1-(2) 出来形管理基準及び規格値 (水道管工事用)

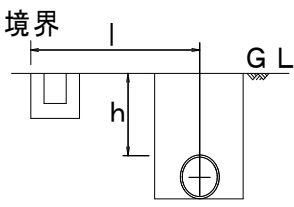
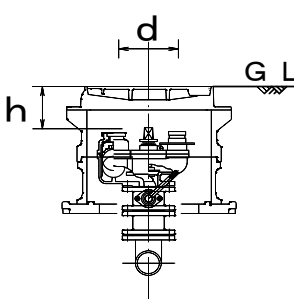
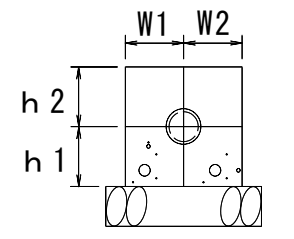
工種・種別	工種細目	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
配管工	管布設	土被り h	-0 +50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所。 40m (又は 50m) 以下の場合は 1 路線につき 2 箇所。		占有位置の管理は位置指定がある場合。
		占有位置 l	±50			
	管接合	DIP, HPPE, フランジ	各継手シートによる (三原市様式)	全箇所。	各継手シートによる。	継手チェックシートで整理。
弁・栓類設置工	仕切弁 空気弁 消火栓 排水栓設置	据付位置 d	操作に支障がないこと	全箇所。		据付位置の操作に支障がないとは、スピンドル等の開閉作業に支障がない状態のことをいう。
		GLからの深さ h	150 以上	全箇所。		
		鉄蓋据付	段差がないこと	全箇所。		
管防護工	コンクリート	幅 w1, w2	-0 (管芯から)	全箇所。		幅は、管芯から左右を計測。高さは、管芯から上下を計測。
		高さ h1, h2	-0 (管芯から)			
		延長 L	+100 -0			

表-1-(3) 出来形管理基準及び規格値（水道管工用）

工種・種別	工種細目	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
舗装工	下層路盤工	基準高 ∇	± 50	施工延長 50mにつき1箇所。 50m以下の場合は1路線につき2箇所。 基準高は道路中心線及び端部で、厚さは掘り起こして測定。		
		厚さ t	-45			
		幅 w	-50			
	上層路盤工	厚さ t	-30			
		幅 w	-50			
舗装工	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ t	-12	幅は、施工延長 50mにつき1箇所とし、50m以下の場合は1路線につき2箇所。	施工面積が 10,000m ² 以上の場合は、監督職員と協議し、規格値及び測定割合を決定すること。	仮舗装についての厚さ測定は、掘り起こしとすることができる。 平坦性の実施については監督職員と協議し、決定すること。
		幅 w	-25			
	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ t	-9	厚さは、500mにつき1個の割でコアを採取して測定。 50m未満の工事については、監督職員と協議の上、厚さ測定をコア以外でもできるものとする。	品質管理において採取したコアが監督職員の指示した場所で採取されたものである場合は、そのコアで厚さ測定することができるものとする。	
		幅 w	-25			
		平坦性	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下			

品質管理基準及び規格値
(水道管工事用)

表-2-(1) 品質管理基準及び規格値 (水道管工専用)



工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認
配水管材料 (铸铁管)	材料 (水道用ダクタイル铸铁管)	必須	外観	目視による。	(1)日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)管の種類記号, 製造年, 製造業者名又はその略号, 呼び径, 受口の接合形式の記号の表示があること。	外観検査は全数について行う。	(1)「材料確認願」を作成し, 監督職員による外観検査を行う。 (2)日本水道協会等の「受検証明書」は, 使用材料承認願に収録する。	
			形状・寸法	JIS G 5528, JWVG 113の規定による。	(3)有害な曲がり, ひび割れ, キズ, 錆, 受口部の汚れなどがないこと。	形状・寸法, 性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。		○
			性能	(水道協会規格外品)の場合は上記(2), (3)に加え, 形状・寸法, 性能についての規格値は, JIS G 5526, JWVG 113の規定によること。	<p>検査証印</p> <p>検査に合格した水道用品には, 品目別に検査証印を打刻・押印・吹付け・鑄出し, あるいは証紙の貼付を行います。</p> <p>検査証印の形状 打刻、押印、刷込み、鑄出し用</p>  <p>証紙</p>  <p>なお, 各種寸法は, 「日本水道協会水道用品検査通則」を参考して下さい。</p>		○	

表-2-(2) 品質管理基準及び規格値 (水道管工専用)


工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認
配水管材料 (铸铁管)	材料 (水道用ダクタイル铸铁異形管)	必須	外観	目視による。	(1)日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)管の種類記号, 製造年, 製造業者名又はその略号, 呼び径, 角度(曲管の場合), 呼び圧力(0.75Mpa 以外のフランジ形の場合), 受口の接合形式の記号の表示があること。 (3)有害な曲がり, ひび割れ, キズ, 錆, 受口部の汚れなどがないこと。	外観検査は全数について行う。	(1)「材料確認願」を作成し, 監督職員による外観検査を行う。 (2)日本水道協会等の「受検証明書」は, 使用材料承認願に収録する。	○
			形状・寸法	JIS G 5527, JWWA G 114の規定による。	形状・寸法, 性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。			
			性能	(水道協会規格外品)の場合は上記(2), (3)に加え, 形状・寸法, 性能についての規格値は, JIS G 5527, JWWA G 114の規定によること。		○		

表-2-(3) 品質管理基準及び規格値 (水道管工事用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認
配水管材料 (鋳鉄管)	材料 (水道用ダクタイル鋳鉄接合部品)	必須	外観	目視による。	(1)日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)種類記号, 製造年, 製造業者名又はその略号, 呼び径, Sの記号(酸化被膜処理ホルトの場合), 接合形式の記号	外観検査は全数について行う。	(1)「材料確認願」を作成し, 監督職員による外観検査を行う。 (2)日本水道協会等の「受検証明書」は, 使用材料承認願に収録する。	
			形状・寸法	JIS G 5527 付属書の規定による。	(フレンジ形を除く)材料の記号(例:SBR, EPDM, NBR, 又はCR)等の表示があること。 (3)有害な曲がり, ひび割れ, キズ, 錆, 受口部の汚れなどがないこと。			
			性能		(水道協会規格外品)の場合は上記(3)に加え, (1)種類記号, 製造年, 製造業者名又はその略号, 呼び径, 受口の接合形式の記号の表示があること。 (2)形状・寸法, 性能についての規格値は, JIS G 5527の規定によること。		○	

表-2-(4) 品質管理基準及び規格値 (水道管工専用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認
配水管材料 (鋼管・ステンレス鋼管含む)	材料 (塗覆装鋼管・ポリエチレン粉体ライニング鋼管・ステンレス鋼管)	必須	外観	目視による。	(1)日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)管の種類，製造業者名，呼び径，製造年などの表示があること。	外観検査は全数について行う。	(1)「材料確認願」を作成し，監督職員による外観検査を行う。 (2)日本水道協会等の「受検証明書」は，使用材料承認願に収録する。	
			形状・寸法	(水道用塗覆装鋼管) JWWA G 117 の規定による。	(3)有害な曲がり，そり，キズ，がないこと。	形状・寸法，性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。		○
			性能	(水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管) JWWA K 132 の規定による。 (水道用ステンレス鋼管) JWWA G 115 の規定による。 (溶接箇所) JIS Z 3106 の規定による。	(水道協会規格外品)の場合 は上記(3)に加え， (1)管の種類記号，製造年，製造業者名又はその略号，呼び径，受口の接合形式の記号の表示があること。 (2)形状・寸法，性能についての規格値は，JWWA G 117，JWWA K 132，JWWA G 115 の規定によること。 (3)溶接部は，JIA Z 3106 の規定により，判定は2級以上，又はこれと同等以上を合格とする。	(水道協会規格外品)の場合 は外観の全数検査に加え， 形状・寸法，性能は，日本水道協会等の「検査証明書」又は製造会社の「規格証明書」(品質含む)「試験成績表」等によること。		○

表-2-(5) 品質管理基準及び規格値 (水道管工用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認
配水管材料 (鋼管・ステンレス鋼 鋼管含む)	材料 (塗覆装鋼管継手・ポリエチレン粉体ライニング鋼管継手・ステンレス鋼管継手)	必須	外観	目視による。	(1)日本水道協会「検査証印」の表示があること。	外観検査は全数について行う。	(1)「材料確認願」を作成し、監督職員による外観検査を行う。	
			形状・寸法	(水道用塗覆装鋼管) JWWA G 118 の規定による。 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管継手) JWWA K 132 の規定による。	(2)種類、製造業者名、呼び径、製造年などの表示があること。 (3)有害な曲がり、そり、キズがないこと。 (水道協会規格外品)の場合は上記(3)に加え、	形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」又は製造会社の「規格証明書」(品質含む)「試験成績表」等による。	(2)日本水道協会等の「受検証明書」は、使用材料承認願に収録する。	○
			性能	(水道用ステンレス鋼管) JWWA K 117 の規定による。 (水道用ステンレス鋼管継手) JWWA G 116 の規定による。	(1)管の種類記号、製造年、製造業者名又はその略号、呼び径、受口の接合形式の記号の表示があること。 (2)形状・寸法、性能についての規格値は、JWWA G 118、JWWA K 117、JWWA G 116 の規定による。			○

表-2-(6) 品質管理基準及び規格値 (水道管工事用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認	
配水管材料 (水道配水用ポリエチレン管)	材料 (配水用ポリエチレン管)	必須	外観	目視による。	(1)日本工業規格又は、日本水道協会及びポリテック協会「検査証印」の表示があること。 (2)管の種類、製造業者名、呼び径、製造年などの表示があること。	外観検査は全数について行う。 形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料確認願」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (2)日本水道協会等の「受検証明書」は、使用材料承認願に収録する。		
			形状・寸法	JWWA K 144の規定による。				○	
			性能						
	材料 (配水用ポリエチレン管継手)	必須	外観	目視による。	(3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	外観検査は全数について行う。 形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。			
				形状・寸法				JWWA K 145の規定による。	○
				性能					○
	仕切弁 (φ50～φ150)	必須	外観	目視による。	(1)日本工業規格又は、日本水道協会及びポリテック協会「検査証印」の表示があること。 (2)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	外観検査は全数について行う。 形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。			
				形状・寸法				(1)形状・寸法は、JWWA B 122の規定による。	○
				性能				(2)性能は、JWWA B 122等の規定による。	○

表-2-(7) 品質管理基準及び規格値 (水道管工用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認
配水管材料 (ビニル管)	材料 (耐衝撃性硬質塩化ビニル管)	必須	外観	目視による。	(1)日本工業規格又は、日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)管の種類、製造業者名、呼び径、製造年などの表示があること。	外観検査は全数について行う。	(1)「材料確認願」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (2)日本水道協会等の「受検証明書」は、使用材料承認願に収録する。	
			形状・寸法	(水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管) JIS K 6742 (JWWA K 118)の規定による。	(3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。 (日本工業規格外品又は水道協会規格外品)の場合 は上記(3)に加え、 (1)管の種類記号、製造年、製造業者名又はその略号、呼び径、受口の接合形式の記号の表示があること。 (2)形状・寸法、性能についての規格値は、JWWA K 118、JWWA K 129の規定によること。	形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。		○
			性能					

表-2-(8) 品質管理基準及び規格値 (水道管工事用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認
配水管材料 (ビニル管)	水道用ビニル管 (耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手)	必須	外観	目視による。	(1)日本工業規格又は、日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)管の種類、製造業者名、呼び径、製造年などの表示があること。	外観検査は全数について行う。	(1)「材料確認願」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (2)日本水道協会等の「受検証明書」は、使用材料承認願に収録する。	
			形状・寸法	(水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手) JIS K 6743 (JWWA K 119)の規定による。	(3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	○	
			性能				○	

表-2-(9) 品質管理基準及び規格値 (水道管工事用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認
配水管材料 (ポリエチレン管)	材料 (ポリエチレン二層管)	必須	外観	目視による。	(1)日本工業規格又は、日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)管の種類、製造業者名、呼び径、製造年などの表示があること。 (3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	外観検査は全数について行う。	(1)「材料確認願」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (2)日本水道協会等の「受検証明書」は、使用材料承認願に収録する。	
			形状・寸法	JIS K 6762の規定による。		形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。		○
			性能					○
	材料 (ポリエチレン管金属継手)	必須	外観	目視による。	外観検査は全数について行う。			
				形状・寸法	JWWA B 116の規定による。	形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。		○
				性能				○

表-2-(10) 品質管理基準及び規格値 (水道管工事用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認
配水管材料 (仕切弁)	材料 (φ150mm以上のダクタイル 鋳鉄仕切弁・水道用 バタフライ弁)	必須	外観	目視による。	(1)日本工業規格又は、日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)管の種類、製造業者名、呼び径、製造年などの表示があること。	外観検査は全数について行う。 形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1)「材料確認願」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (2)日本水道協会等の「受検証明書」は、使用材料承認願に収録する。	
			形状・寸法	(水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁) (1)形状・寸法は、JWWA B 122の規定による。 (2)性能は、JWWA B 122の規定による。	(3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。 (4)仕切弁の材質、製造年、呼び径、呼び圧力(0.75Mpa・1.0Mpa)などの表示があること。			
			性能	(水道用バタフライ弁) JIS B 2064の規定による。				

表-2-(11) 品質管理基準及び規格値 (水道管工専用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認	
配水管材料 (仕切弁)	材料 (φ50mm以下の仕切弁) ※HDPE管は除く	必須	外観	目視による。	(1)日本工業規格又は、日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)管の種類、製造業者名、呼び径、製造年などの表示があること。 (3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	外観検査は全数について行う。 形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	1)「材料確認願」を作成し、監督職員による外観検査を行う。		
			形状・寸法	(仕切弁) (1)形状・寸法は、設計図書の仕様による。			(2)日本水道協会等の「受検証明書」は、使用材料承認願に収録する。	○	
			性能	(2)性能は、JIS B 2011の規定による。				○	
	材料 (弁筐・レジンコンクリート製下枠)	必須	外観	目視による。	(1)日本工業規格又は、日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	外観検査は全数について行う。 形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。			
				形状・寸法			(仕切弁用) 形状・寸法は、設計図書の仕様による。		○
				性能					○

表-2-(12) 品質管理基準及び規格値 (水道管工専用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認	
配水管材料 (空気弁)	材料 (空気弁・補修弁)	必須	外観	目視による。	(1) 日本工業規格又は、日本水道協会「検査証印」の表示があること。	外観検査は全数について行う。 形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1) 「材料確認願」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (2) 日本水道協会等の「受検証明書」は、使用材料承認願に収録する。	○	
			形状・寸法	(空気弁) JIS B 2063 の規定による。	(2) 空気弁及び補修弁の材質、製造年、呼び圧力(0.75Mpa)などの表示があること。				
			性能	(補修弁) 性能は、 JWWA B 128 の規定による。	(3) 有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。				
	材料 (鉄蓋・レジンコンクリート製下桝)	必須	外観	目視による。	(1) 日本工業規格又は、日本水道協会「検査証印」の表示があること。	外観検査は全数について行う。 形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1) 「材料確認願」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (2) 日本水道協会等の「受検証明書」は、使用材料承認願に収録する。	○	
				形状・寸法	(空気弁用) 形状・寸法は、設計図書の仕様による。				(2) 鉄蓋は三原市仕様(市章入、ロック機能付)であること。
				性能					(3) 有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。

表-2-(13) 品質管理基準及び規格値 (水道管工用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認	
配水管材料 (消火栓)	材料 (地下式単口消火栓・消火栓用補修弁)	必須	外観	目視による。	(1) 日本工業規格又は、日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2) 消火栓及び補修弁の材質、製造年、呼び圧力(0.75Mpa)などの表示があること。 (3) 有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	外観検査は全数について行う。 形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1) 「材料確認願」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (2) 日本水道協会等の「受検証明書」は、使用材料承認願に収録する。		
			形状・寸法	(消火栓) (1) 形状・寸法は、設計図書の仕様による。				○	
			性能	(2) 性能は、JWWA B 103の規定による。 (補修弁) 上記(1)に加え、性能は、JWWA B 126の規定による。				○	
	材料(鉄蓋・レジンコンクリート製下枠)	必須	外観	目視による。	(1) 日本工業規格又は、日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2) 鉄蓋は三原市仕様(市章入、ボール操作力50kgf以下、揺動性1mm以下)であること。 (3) 有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。	外観検査は全数について行う。 形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(1) 「材料確認願」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (2) 日本水道協会等の「受検証明書」は、使用材料承認願に収録する。		
				形状・寸法				(消火栓用) 形状・寸法は、設計図書の仕様による。	○
				性能					○

表-2-(14) 品質管理基準及び規格値 (水道管工専用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認	
配水管材料	材料 (水道用管明示テープ・埋設シート)	必須	外観	目視による。	(1) 指定した文字などの表示があること。 (2) 有害なキズなどがないこと。	外観検査は全数について行う。	(1) 「材料確認願」を作成し、監督職員による外観検査を行う。 (2) 日本水道協会等の「受検証明書」は、使用材料承認願に収録する。		
			形状・寸法	形状・寸法、性能については铸铁管協会規格による。				形状・寸法、性能については铸铁管協会規格による。	○
			性能						○
	材料 (水道用ポリエチレンスリーブ)	必須	外観	目視による。	(1) 日本水道協会「検査証印」の表示があること。 (2) 有害なキズなどがないこと。	外観検査は全数について行う。			
			形状・寸法	形状・寸法、性能については铸铁管協会規格による。				形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	○
			性能						○

表-2-(15) 品質管理基準及び規格値 (水道管工事用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認
配水管材料 (不断水工)	材料 (インサートバルブ・不断水T字管・ストッパー)	必須	外観	目視による。	(1)日本水道協会「検査証印」の表示があること。	外観検査は全数について行う。	(1)「材料確認願」を作成し、監督職員による外観検査を行う。	
			形状・寸法	日本水道協会の規定による。	(2)材質、製造年、呼び圧力(0.75Mpa)などの表示があること。	形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(2)日本水道協会等の「受検証明書」は、使用材料承認願に収録する。	○
			性能		(3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。			○
配水管材料 (給水切替)	材料 (サドル付分水栓)	必須	外観	目視による。	(1)日本水道協会「検査証印」の表示があること。	外観検査は全数について行う。	(1)「材料確認願」を作成し、監督職員による外観検査を行う。	
			形状・寸法	JWWA B 117の規定による。	(2)製造年、呼径などの表示があること。	形状・寸法、性能については日本水道協会等の「検査証明書」による。	(2)日本水道協会等の「受検証明書」は、使用材料承認願に収録する。	○
			性能		(3)有害な曲がり、そり、キズなどがないこと。			○

表-2-(16) 品質管理基準及び規格値 (水道管工用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認
本管通水 (DIP管)	施工	必須	充水による水圧試験	0.70 ~ 0.80Mpa の範囲内で一定 圧力を15分以上 保持。	漏水及び圧力低下がないこと。	全箇所。	管径800以上の場合、 静水圧が0.75Mpaを越える場合は 別途考慮すること。	記録 及び 写真
本管通水 (HPPE管)	施工	必須	充水による水圧試験	0.70 ~ 0.80Mpa の範囲内で一定 圧力を15分以上 保持。	漏水及び圧力低下がないこと。	全箇所。	静水圧が0.75Mpaを越える場合は 別途考慮すること。	記録 及び 写真
不断水穿孔 (DIP管)	施工	必須	充水による水圧試験	1.20 ~ 1.40Mpa の範囲内で一定 圧力を5分以上 保持。	漏水及び圧力低下がないこと。	全箇所。	※水撃圧の0.55Mpaを加えている。 静水圧が0.75Mpaを越える場合は 別途考慮すること。	記録 及び 写真
不断水穿孔 (HPPE管)	施工	必須	充水による水圧試験	0.90 ~ 1.10Mpa の範囲内で一定 圧力を5分以上 保持。	漏水及び圧力低下がないこと。	全箇所。	※水撃圧の0.25Mpaを加えている。 静水圧が0.75Mpaを越える場合は 別途考慮すること。	記録 及び 写真
給水管切替 (サドル付分 水栓~止水 栓)	施工	必須	充水による水圧試験	1.75Mpa以上の 一定圧力を1分 以上保持。	漏水及び圧力低下がないこと。	全箇所。	三原市給水装置設計施工基準 水道法施行令第1条1による。	記録 及び 写真

表-2-(17) 品質管理基準及び規格値 (水道管工事用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認
NS形管 接合 (ライナ使用部) (継手接合部)	施工	必須	(NS形継手チェックシートによる) 受口端面～ ゴム輪最大寸法 受口端面～ ゴム輪間隔 受口面～白線間隔 ライナ位置 白線位置 屈曲防止リング確認 その他	スケール, 隙間ゲージ, 薄板ゲージ等 による測定	(日本ダクタイル鉄管協会) NS形ダクタイル鉄管接合要領書による。	全箇所。	NS形継手チェックシートは、三原市様式のものとし、試験状況等の写真と一緒に整理し収録する。	継手チェックシート及び写真
GX形管 接合 (継手接合部)	施工	必須	(GX形継手チェックシートによる) 挿し口挿入量 受口端面～施工管理 用突部の隙間 受口端面～白線間隔 受口端面とゴム輪間隔 ボルト数、締付けトルク ライナ位置 白線位置 その他	スケール, 隙間ゲージ, 薄板ゲージ, トルクレンチ等 による測定。	(日本ダクタイル鉄管協会) GX形ダクタイル鉄管接合要領書による。	全箇所。	GX形継手チェックシートは、三原市様式のものとし、試験状況等の写真と一緒に整理し収録する。	継手チェックシート及び写真

表-2-(18) 品質管理基準及び規格値 (水道管工事用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認
K形管接合 (継手接合部)	施工	必須	(K形継手チェックシートによる) ボルト数、締付けトルク 押輪～受口端面間隔 受口端面～白線間隔 (又は胴付間隔) ゴム輪の出入状態 その他	スケール、 隙間ゲージ、 薄板ゲージ、 トルクレンチ等 による測定。	(日本ダクタイル鉄管協会) K形ダクタイル鉄管接合要領書 による。	全箇所。	K形継手チェックシートは、三原市様式のものとし、試験状況等の写真と一緒に整理し収録する。	継手チェックシート 及び 写真
HPPE管接合 (継手接合部)	施工	必須	(EF接合チェックシートによる) スクレップ エタナル又はアセトン清掃 インジケータの確認 標線の確認 クランプ取外し時刻 バーコード読み込み その他	スケール等 による測定。	(配水用ポリエチレンパイプシステム協会) 水道配水用ポリエチレン管及び管継手施工マニュアルによる。	全箇所。	EF接合チェックシートは、三原市様式のものとし、試験状況等の写真と一緒に整理し収録する。	継手チェックシート 及び 写真
その他の管接合 (継手接合部)	施工	必須	協議による。	協議による。	協議による。	全箇所。	管種などにより、監督職員と協議して決定すること。	継手チェックシート 及び 写真

表-2-(19) 品質管理基準及び規格値 (水道管工事用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認
鉄蓋及びボックス設置 (ハット型)	施工	必須	(鉄蓋及びボックスの施工チェックシートによる) 水平度, 清掃, 接合剤塗布状況 締付け状況 モルタルの配合及び充填 ガタツキ その他	勾配定規, スケール等 による測定。	(日本水道協会) 水道用鉄蓋類維持管理マニュアル による。	全箇所。	鉄蓋及びボックスの施工チェックシートは、三原市様式のものとし、試験状況等の写真と一緒に整理し収録する。	施工チェックシート及び写真
ねじ式弁篋設置 (ねじ式)	施工	必須	(ねじ式弁篋の施工チェックシートによる) 水平度, 清掃, 接合剤塗布状況 締付け状況 枠の高さ調整 モルタルの配合及び充填 ガタツキ その他	勾配定規, スケール等 による測定。	(日本水道協会) 水道用鉄蓋類維持管理マニュアル による。	全箇所。	ねじ式弁篋の施工チェックシートは、三原市様式のものとし、試験状況等の写真と一緒に整理し収録する。	施工チェックシート及び写真

表-2-(20) 品質管理基準及び規格値 (水道管工用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認
セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートガム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。 (1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはJISマーク表示されたレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物含有率試験方法」(JSCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³~150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはJISマーク表示されたレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 	

表-2-(21) 品質管理基準及び規格値 (水道管工用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認
セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	単位水量測定	「レディミキストコンクリートの品質確保について」	<p>1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>3) 配合設計±20kg/m³の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回単位水量の測定を行う。</p> <p>なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p>	100m ³ /日以上の場合；2回/日（午前1回、午後1回）、または重要構造物では重要度に依じて100～150m ³ ごとに1回および荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限值は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

表-2-(22) 品質管理基準及び規格値 (水道管工用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認
セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートガム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験の平均値)	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m³ごとに1回なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6本 ($\sigma 7 \cdots 3$本、$\sigma 28 \cdots 3$本)とする。 早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本($\sigma 3$)を採取する。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはJISマーク表示されたレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※施工の規模によっては、監督職員と協議の上、広島県土木共通仕様書(H24年6月)を摘要するものとする。 	
			スランプ試験	JIS A 1101	<p>スランプ5cm以上8cm未満 : 許容差 ±1.5cm</p> <p>スランプ8cm以上18cm以下 : 許容差 ±2.5cm</p> <p>(コンクリート舗装の場合) スランプ 2.5cm : 許容値 ±1.0cm</p> <p>(道路橋床版の場合) スランプ 8cmを標準とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³~150m³ごとに1回および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。 		

表-2-(23) 品質管理基準及び規格値 (水道管工用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認
下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 (個々の管理下限値) X3 97%以上 (3個の平均値) 歩道の密度は設計図書による。	1,000m ² につき1個の割とする。 1,000m ² 未満の工事は、1工事につき任意の3箇所とする。 また、工事内で路線が複数ある場合は、監督職員と協議して決定する。 締固め度は、X3が規格値を満足しなければならない。 X3が規格値を外れた場合は、監督職員と協議すること。	※施工の規模によっては、監督職員と協議の上、広島県土木共通仕様書(H24年6月)を摘要するものとする。	
			ブルフローリンク*	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		全幅、全区間で実施。 ただし、実施が困難な場合は、監督職員と協議の上、省略することができるものとする。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 (個々の管理下限値) X3 96.5%以上 (3個の平均値)	下層路盤に同じ	下層路盤に同じ	

表-2-(24) 品質管理基準及び規格値 (水道管工事用)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等で確認
アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	X 96.5 %以上 ※規格値を下回った場合は監督職員と協議し、決定するものとする。 歩道の基準密度は設計図書による。	500mにつき1個の割でコアを採取して測定。(コアの採取箇所は監督職員の指示によるものとする。) 工事内で路線が複数ある場合は、監督職員と協議して個数を決定する。 また、複数のアスファルト混合物を使用している場合は、原則、箇所毎にコアを1個ずつ採取するものとする。 50m未満の工事については、監督職員と協議の上、省略することができるものとする。	※施工の規模によっては、監督職員と協議の上、広島県土木共通仕様書(H24年6月)を摘要するものとする。	
			温度測定 (初期締固め前)	温度計による	110℃以上	随時	測定値の記録は、午前と午後それぞれ1回以上。	
			外観検査 (混合物)	目視		随時		

工事写真撮影箇所一覧
(水道管工事用)

表-3-(1) 工事写真撮影箇所一覧（水道管工事用）

区分		写真管理項目			摘要
工種・種別		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分	着手前1回〔着手前〕	着手前1枚	
	完成	全景又は代表部分	完成後1回〔完成後〕	施工完了後1枚	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	不要	履行報告に添付し提出。
		施工中	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	適宜	
			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	不要	打合せ簿で実施状況資料として提出。
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1工事毎1回〔施工前後〕	代表箇所1枚	任意仮設の場合は仮設状況のみ。
	図面との不一致	図面と現地との不一致	必要に応じて〔発生時〕	不要	工事打合せ簿にて提出。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	1路線毎1回〔設置後〕	不要	
		各種保安施設の設置状況			
		監視員交通整理状況	1路線毎1回〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎1回〔実施中〕		

表－3－(2) 工事写真撮影箇所一覧（水道管工用）

区分		写真管理項目			摘要
工種・種別		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
使用材料	使用材料	搬入時	品目毎1回 〔使用前〕	不要	品質証明綴りに添付。
		形状寸法, 使用数量, 保管状況			
		品質証明 (JIS マーク表示)			
		検収実施状況	品目毎1回 〔検査時〕		
出来形管理写真		表－4 出来形管理写真撮影箇所一覧に準じて撮影			
		管理基準が定められていない項目	監督職員と協議	適宜	
品質管理写真		表－5 品質管理写真撮影箇所一覧に準じて撮影			
		不可視部分の施工		適宜	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災直後〕 〔被災経過後〕 ※可能なら被災前も	適宜	被災前は付近の写真でも可。
事故	事故報告	事故の状況等	その都度 〔事故直後〕 ※可能なら発生前も	適宜	発生前は付近の写真でも可。
その他	産業廃棄物	運搬、処分	運搬台数5台毎1回 ※搬出場所が変わる場合はその都度	代表箇所 1枚	廃棄物毎に管理。
	残土処理	運搬、処分	1工事毎1回 ※搬出場所が変わる場合はその都度	代表箇所 1枚	仮置場への運搬も含む。
	環境対策、イメージアップ等	実施状況	実施毎1回	適宜	打合せ簿又は立会書で提出。
	支障物件	立会状況	実施毎1回	不要	
	井戸分布調査	調査確認時	監督職員と協議	適宜	
	水替工	ポンプ等の設置状況	設置箇所毎1回 〔施工中〕	代表箇所 1枚	

表-4-(1) 出来形管理写真撮影箇所一覧（水道管工事用）

区分		写真管理項目			摘要
工事・工種		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
土工	掘削工 (床掘工)	土質等の判別	土質が変わる毎1回 〔掘削中〕	代表箇所 1枚	
		掘削状況, 幅, 深さ	1スパン毎1回 〔掘削後〕		
	床均工	仕上げ状況	1スパン毎1回 〔仕上げ時〕		
	埋戻工	各層毎の締固め状況 (土質毎)	転圧機械別1回 〔締固め時〕		
	埋戻工 (管周り)	施工状況, 幅, 深さ	1スパン毎1回		
	基礎工 (碎石) (均しコンクリート)	幅, 厚さ	施工延長 40m又は 1施工箇所毎1回		
配管工	配管工	土被り寸法	1スパン毎1回 〔施工後〕	代表箇所 1枚	管種, 管径, 土被り, 占用 位置, 構造物 からの離れ など。
		配管状況 (直管部)			
		明示テープ・シート貼付け			
		ポリスリーブ被覆			
	配管状況 (異形管部)	全箇所〔施工後〕	全枚数		
	弁栓類設置状況				
	不断水設置状況				
	既設管連絡状況				
	給水装置取付, 取替状況 (土工, 分・止水栓取付, 水圧試験実施状況)	全箇所〔施工後〕	全枚数	給水台帳と して別冊で 整理。	
	継手工 (DIP)	管切断状況	1路線毎1回 〔施工中〕	代表箇所 1枚	1スパン内 で管種又は 管径が変わ る場合はそ の都度。
			挿口部白線表示 〔施工後〕		
滑材塗布					
締め付けトルク					
胴付間隔					
溶接状況					

表-4-(2) 出来形管理写真撮影箇所一覧（水道管工事用）

区分		写真管理項目			概要	
工事・工種		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度		
配管工	配管工	継手工 (HPPE)	管切断状況	1 路線毎 1 回 〔施工中〕 〔施工後〕	代表箇所 1 枚	1 スパン内 で管径が変 わる場合は その都度。
			標線表示			
			スクレープ			
			清掃状況			
			融着状況			
	弁室工 (二次製品)	設置状況	全箇所 〔施工後〕	全枚数		
	鉄蓋工	設置状況	全箇所 〔施工後〕	全枚数		
伏越工	土被り, 既設構造物との 離隔	全箇所 〔施工後〕	全枚数			
管防護工	形状寸法	適宜 〔施工後〕	代表箇所 1 枚			
耐圧試験	試験状況	全箇所 〔試験中〕	全枚数			
給水装置工	給水管取付, 取替状況 (土工, 分・止水栓取付, 水圧試験実施状況)	全箇所 〔施工後〕	全枚数	給水台帳に て別冊で整 理。		
水管橋工	製作工	原寸法検査状況	1 橋毎 1 回 〔原寸法検査後〕	代表箇所 1 枚		
		仮組立状況	1 橋毎 1 回 〔組立後〕			
	架設工	架設状況	1 橋毎 1 回 〔架設後〕	代表箇所 1 枚		

表-4-(3) 出来形管理写真撮影箇所一覧（水道管工事用）

区分		写真管理項目			摘要
工事・工種	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度		
舗装工	下層路盤工	敷均し厚さ, 転圧状況, 整正状況	200m又は 1路線毎1回 〔施工中〕	代表箇所 1枚	
		厚さ, 幅			
	上層路盤工	敷均し厚さ, 転圧状況, 整正状況	200m又は 1路線毎1回 〔施工中〕	代表箇所 1枚	
		厚さ, 幅			
	乳剤散布工	散布状況	1路線毎1回 〔施工後〕	代表箇所 1枚	
	養生砂散布工	散布状況	1路線毎1回 〔施工後〕	代表箇所 1枚	
アスファルト舗装工 (基層)	厚さ, 幅, 転圧状況	200m又は 1路線毎1回 〔施工後〕	代表箇所 1枚		
アスファルト舗装工 (表層)	厚さ, 幅, 転圧状況	200m又は 1路線毎1回 〔施工後〕	代表箇所 1枚		
	平坦性	1路線毎1回 〔実施中〕			
付属物工	区画線工	使用材料	全数量〔施工前後〕	不要	
		出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕		

表－5 品質管理写真撮影箇所一覧（水道管工用）

区分		写真管理項目			摘要
工事・工種		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
配管工	不断水穿孔工	取付状況, 水圧試験実施状況	全箇所 〔施工後〕	全枚数	
	継手工 (DIP 管) (HPPE 管) (フランジ継手)	配管状況	全箇所 〔施工後〕	代表箇所 1枚	1 スパン内 で管種又は 管径が変わ る場合はそ の都度。
	耐圧試験	試験状況	全箇所 〔施工後〕	全枚数	
舗装工	下層路盤工	現場密度の測定	各種路盤毎1回 〔試験中〕	不要	
		プルフローリング	路盤毎1回 〔試験中〕		
		平板載荷試験	各種路盤毎1回 〔試験中〕		
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認めら れた場合 〔試験中〕		
		土の液性限界・塑性限界 試験			
		含水比試験			
	上層路盤工	現場密度の測定	各種路盤毎1回 〔試験中〕	不要	
		粒度			
		平板載荷試験			
		土の液性限界・塑性限界 試験	品質に異常が認めら れた場合 〔試験中〕		
		含水比試験			
	アスファルト舗装工 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎1回 〔試験中〕	不要	
温度測定					
外観検査					

(注) 公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略することができる。